

# 入札公告（説明書）

令和2年2月28日

東日本高速道路株式会社 北海道支社  
小樽工事事務所長 高橋 俊長

次のとおり条件付一般競争入札に付します。

なお、本競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下、「NEXCO 東日本」という。）が交付する入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この「入札公告（説明書）」に記載のとおり実施します。

## 第1 基本事項（調達手続の概要）

- |                |   |
|----------------|---|
| 1-1. 契約件名      | 北海道横断自動車道 新光地区家屋事前調査  |
| 1-2. 契約責任者     | NEXCO 東日本 北海道支社 小樽工事事務所長 高橋 俊長  |
| 1-3. 契約担当部署    | NEXCO 東日本 北海道支社 小樽工事事務所 庶務課<br>(住所)〒047-0008 北海道小樽市築港 11 番 1 号ウイングベイ小樽 1 番街 2 階<br>(電話)0134-23-2300 |
| 1-4. 競争契約の方法   | 条件付一般競争入札   |
| 1-5. 競争参加資格の確認 | 事前審査方式（通知型）   |
| 1-6. 入札の方法     | 電子入札  |
| 1-7. 落札者の決定方法  | 自動落札方式  |
| 1-8. 履行保証      | 必要 … 入札者に対する指示書[25]を参照のこと   |
| 1-9. 契約書の作成    | 必要 … 入札者に対する指示書[26]を参照のこと<br>なお、契約書は紙媒体により作成し、記名押印のうえ作成すること   |

### 1-10. 契約図書

(1) 本調査等請負契約の内容となる契約図書は次のとおりとする。なお、本競争入札に参加を希望する者（以下、「競争参加希望者」という。）及び契約責任者は、契約図書に拘束されることとし、その定める事項を遵守しなければならない。

- |                        |   |
|------------------------|---|
| ① 入札公告（説明書）            | 本書  |
| ② 標準契約書案               | <a href="http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/">http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/</a><br>【調査等契約書】を使用すること          |
| ③ 入札者に対する指示書           | <a href="http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/">http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/</a><br>【電子入札】を使用すること            |
| ④ 共通仕様書                | <a href="http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/">http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/</a><br>【令和元年7月 調査等共通仕様書】を使用すること |
| ⑤ 地盤変動影響調査等業務<br>標準仕様書 | <a href="http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron/">http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron/</a>                                     |
| ⑥ 特記仕様書                | <a href="http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron/">http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron/</a>                                     |
| ⑦ その他契約（発注用）図面等        | <a href="http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron/">http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron/</a>                                     |
| ⑧ 金抜設計書                | <a href="http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron/">http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron/</a>                                     |
| ⑨ 競争参加資格確認申請書          | 様式 1-1 のとおり   |
| ⑩ 入札書                  | 電子入札システムの様式のとおり   |

(2) 競争参加希望者は、上記(1)に示す契約図書について内容を十分に確認し理解する必要がある、その

内容を承諾のうで本競争入札に参加しなければならない。

- (3) 競争参加希望者は、上記(1)の②から④に示す契約図書については、NEXCO 東日本のホームページよりそれぞれダウンロードして取得すること。
- (4) 競争参加希望者は、上記(1)の⑤から⑨に示す契約図書については、NEXCO 東日本の電子入札システムにログインした上でダウンロードして取得すること。  
ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による取得ができない競争参加希望者に対しては、契約責任者が指定する方法（CD-R 交付等）により交付するので、上記契約担当部署へその旨申し出ること。
- (5) 交付図書の交付期間は、令和 2 年 2 月 28 日（金）から令和 2 年 3 月 13 日（金）までとする。  
なお、上記期間を過ぎると、ダウンロードできなくなるものもあるので注意すること。

## 第 2 調達手続に付する事項（業務概要）

### 2-1. 業務概要

- (1) 業務箇所 自) 北海道小樽市新光町  
至) 北海道小樽市新光 3 丁目
- (2) 業務内容 本業務は、小樽市新光地区において、工事前の家屋事前調査を行うものである。

項 目	単 位	数 量	摘 要
家屋事前調査	棟	11	

- (3) 履行期間 契約保証取得の日の翌日から 120 日間
- (4) 成果品 調査等共通仕様書及び特記仕様書記載のとおり

## 第 3 調達手続に参加するための条件等

### 3-1. 競争参加資格

本競争入札に参加することのできる者（以下、「入札者」という。）は、次に示す事項をすべて満たす者とし、記 3-2 に示す「競争参加資格確認申請書」（以下、「申請書」という。）を契約責任者に提出した競争参加希望者のうち、契約責任者が競争参加資格があると認めた者とする。

- (1) 審査基準日（記 3-3 に示す「申請書」の提出期間の最終日をいう。以下同じ。）において、東日本高速道路株式会社契約規程実施細則第 6 条（入札者に対する指示書[2]を参照のこと。）の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札時において、業種区分「補償関連業務」にかかる NEXCO 東日本の『平成 31・32 年度競争参加資格』を有する者であること。
- (3) 審査基準日において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（ただし、当該申立てにかかる手続開始の決定後、あらためて競争参加資格の再認定を受け、上記(2)に示す条件を満たす場合を除く。）。
- (4) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO 東日本から「地域 1（北海道支社が所掌する区域）」において競争参加資格停止を受けていないこと（NEXCO 東日本が「地域 1」において講じた競争参加資格停止期間（期首及び期末の日を含む）との重複がないこと）。
- (5) 企業に必要とされる同種業務の業務実績  
審査基準日において、平成 21 年 4 月 1 日以降に元請として完成及び引渡し完了した業務において、次に示す同種業務の実績を 1 件以上有すること。
  - ① 同種業務： 事業損失調査としての家屋調査、家屋事前調査又は家屋事後調査のいずれかに関する業務
- (6) 審査基準日において、次に掲げるいずれかの基準を満たす技術者を本業務に配置できる者であること。

#### 配置予定管理技術者

- 1) 補償業務管理士【事業損失部門】（一般社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規定第 14 条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録されている者をいう。）の資格を有する者
  - 2) 事業損失調査としての家屋調査業務に関し 7 年以上の実務経験を有する者
  - 3) 建築士法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 202 号）第 2 条に規定する一級建築士の資格を有する者
- (7) 審査基準日において、平成 21 年 4 月 1 日以降に元請として完成及び引渡し完了した業務において、次に示す同種業務の実績を 1 件以上有すること。

#### 配置予定管理技術者

- ① 同種業務：事業損失調査としての家屋調査、家屋事前調査又は家屋事後調査のいずれかに関する業務
- (8) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、下記②に示す施工管理業務の請負人、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元又は当該請負人、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者として、本調査等の発注に関与した者でないこと又は現に下記②に示す施工管理業務の請負人、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元又は当該請負人、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- ① 「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次の 1) 又は 2) に該当する者である。
    - 1) 当該請負人若しくは担当技術者の出向・派遣元の発行済株式総額の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
    - 2) 当該請負人若しくは担当技術者の出向・派遣元の代表権を有する役員が代表権を有する役員を兼ねている者。
  - ② 施工管理業務の請負人
    - ・平成 31 年度 北海道横断自動車道 余市小樽地区施工管理業務  
(受注者：大成エンジニアリング㈱)
    - ・用地・社屋等業務の実施に関する平成 31 年度協定  
(受注者：㈱ネクスコ東日本トラスティ)
- (9) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、当該関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることが、入札者に対する指示書 1[1]入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願いの②(1)の記載に抵触するものではないことに留意すること。
- ① 資本関係
    - 以下のいずれかに該当する二者の場合。
      - 1) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
      - 2) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合
  - ② 人的関係
    - 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1) については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。
      - 1) 一方の会社等の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
      - 2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）を現に兼ねている場合
      - 3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

**【役員 の 定義】**

会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。

- i) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
  - a 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
  - b 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
  - c 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
  - d 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- ii) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- iii) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- iv) 組合の理事
- v) その他業務を執行する者であつて、i) ～ iv) までに掲げる者に準ずる者

**【管財人の定義】**

民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人

- ③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
  - 組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。（同一の者が複数の特定 J V の構成員である場合は、当該関係があるものとみなす。）

**3-2. 競争参加資格確認申請書の作成**

(1) 競争参加希望者は、本競争入札に参加するため、次に示す申請書を作成しなければならない。なお、申請書の作成にかかる留意事項は以下に示すとおりとする。また、各様式は A4 判とし、文字サイズは 10 ポイント以上とする。

申請書（様式）	作成にかかる留意事項
競争参加資格確認申請書 （様式 1-1）	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇必要事項を記載のうえ記名すること</li> <li>◇その他補足事項については、入札者に対する指示書[9] [3] ①を参照のこと</li> </ul>
企業の同種業務の実績 （様式 1-2）	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇記 3-1(5) に示す競争参加資格を満たす業務実績を 1 件記載すること</li> <li>◇同種業務を記載し次の資料を添付すること               <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 当該業務が「測量調査設計業務実績情報サービス（テクリス）」（以下、「テクリス」という。）の登録情報で要件を満たすことが確認できない場合又はテクリスに登録されていない場合は、当該業務が要件を満たすことを確認できる契約書類等の写し（契約書、特記仕様書等）を添付すること</li> <li>ii) 発注機関から通知された「認定書」又は「成績評定通知書」の写しを添付すること</li> </ul> </li> <li>◇提出する業務が、NEXCO 東日本において完成・引渡しが完了した業務であつて、天災など競争参加希望者の責によらないやむを得ない事情により、発注者からの通知文書（写し）を添付することができない場合は、記 1-3 に示す契約担当部署を通じて NEXCO 東日本に対し照会することができる。なお、照会にあたっては契約担当部署に問合せのうえ、必要書類を申請書の提出期限 5 日前（行政機関の休日を除く）までに持参、書留郵便又は信書便により提出すること</li> <li>◇記載にあたっては、様式 1-2 に示す《記載上の注意事項》に従うこと</li> </ul>
配置予定管理技術者の資格 （様式 1-3）	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇記 3-1(6) に示す競争参加資格を満たす技術者資格を有する技術者を 1 名記載すること</li> <li>◇記載した資格を有することを証する登録証等の写しを必ず添付すること</li> </ul>
配置予定管理技術者の同種業務の経験 （様式 1-4）	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇記 3-1(7) に示す競争参加資格を満たす業務実績を 1 件記載すること</li> <li>◇記載する業務経験は、様式 1-3 に記載した技術者のみの業務経験とする</li> <li>◇記載する業務は、平成 21 年 4 月 1 日以降に管理技術者、照査技術者、現場作業責任者又は担当技術者として従事した業務のうち元請として完成及び引渡しが完了した業務とする</li> <li>◇配置予定管理技術者が競争参加希望者以外の企業の従業員として従事した実績を記載する場合は、当該企業の名称を付記すること</li> </ul>

	<p>◇同種業務を記載し次の資料を添付すること</p> <p>i) 当該業務がテクリスの登録情報で要件を満たすことが確認できない場合又はテクリスに登録されていない場合は、当該業務が要件を満たすことを確認できる契約書類等の写し（契約書、特記仕様書等）を添付すること</p> <p>ii) 発注機関から通知された「認定書」又は「成績評定通知書」の写しを添付すること</p> <p>◇提出する業務が、NEXCO 東日本において完成・引渡しが完了した業務であって、前所属企業の破産又は自主廃業若しくは天災など競争参加希望者の責によらないやむを得ない事情により、発注者からの通知文書（写し）を添付することができない場合は、記 1-3 に示す契約担当部署を通じて NEXCO 東日本に対し照会することができる。なお、照会にあたっては契約担当部署に問合せのうえ、必要書類を申請書の提出期限 5 日前（行政機関の休日を除く）までに持参、書留郵便又は信書便により提出すること</p> <p>◇業務の概要及び技術的特性について具体的に記述すること</p> <p>◇記載にあたっては、様式 1-4 に示す《記載上の注意事項》に従うこと</p>
--	--

(2) 競争参加希望者は、申請書の作成にかかる留意事項及び補足事項として、入札者に対する指示書[9]を参照のこと。

(3) 記載内容や添付資料で確認できない事項がある場合は、競争参加資格を認めない場合があるので、記載漏れや添付漏れが無いよう十分確認すること。

### 3-3. 競争参加資格確認申請

(1) 競争参加希望者は、本競争入札に参加するため、次に示すとおり競争参加資格確認申請をしなければならない。

① 提出期間 入札公告の日から令和 2 年 3 月 13 日（金） 16 時 00 分まで

② 提出場所 記 1-3 「契約担当部署」

③ 提出方法 電子入札システム

※申請書類の総容量が 2MB を超える場合など電子入札システムによれない場合は、入札者に対する指示書[9]を参照のこと。

④ 提出書類 記 3-2 により作成した「申請書」

なお、提出期限以降の追加提出及び差替えは認めないため、提出の際は記載漏れ等の不備がないよう十分確認のうえ提出すること。

(2) 競争参加希望者は、競争参加資格確認申請にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[9] [2]を参照のこと。

### 3-4. 競争参加資格の確認

(1) 契約責任者は、競争参加希望者からの競争参加資格確認申請に基づき、当該競争参加希望者の競争参加資格の有無その他必要な事項について確認を行い、次に示すとおりその確認結果を通知する。

※確認結果通知予定日 令和 2 年 3 月 19 日（木）

(2) 「競争参加資格がない」とされた者は、通知日の翌日から 7 日（休日を含まない）以内に、当職に対し氏名及び住所、対象となる調査等名、不服のある事項並びに不服の根拠となる事項等を記載した書面で、その理由についての説明を求めることができる。

(3) その他競争参加資格の確認にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[10]及び[11]を参照のこと。

## 第 4 入札・開札・落札者の決定

### 4-1. 入札に必要な書類の作成等

入札者は、次に示すとおり、入札に必要な書類を作成又は準備し、提出しなければならない。

① 入札書 …… 入札者に対する指示書[12]を参照のこと

#### 4-2. 入札及び開札

(1) 入札書の提出及び開札の執行については、次に定めるとおりとする。

- ① 入札書の提出期限 令和2年3月27日（金） 16時00分まで
- ② 入札書の提出場所 記1-3「契約担当部署」
- ③ 入札書の提出方法 電子入札システム  
※申請書類の総容量が2MBを超える場合など電子入札システムによれない場合は、入札者に対する指示書[13]を参照のこと。
- ④ 開札執行日時 令和2年3月30日（月） 10時00分
- ⑤ 開札執行場所 記1-3「契約担当部署」

(2) 入札者は、入札及び開札にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[12]～[24]を参照のこと。

#### 4-3. 落札者の決定

(1) 契約責任者は、開札の結果、契約制限価格の範囲内における有効な入札のうち、最低の入札価格をもって本調査等の契約価格を決定し、当該入札者を落札者と決定する。

(2) 入札者は、落札者の決定にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[18]を参照のこと。

#### 4-4. 低入札価格調査

(1) 本競争入札においては、低入札価格調査基準価格を設定しており、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、最低の入札価格が低入札価格調査基準価格未満である場合は、入札を保留し、当該入札を行った入札者を対象として低入札価格調査を行う。

なお、本競争入札においては、重点調査価格を設定しており、入札価格が重点調査価格未満である場合は、特に重点的な低入札価格調査を行う。

(2) 低入札価格調査等については、入札者に対する指示書[22]を参照のこと。

#### 4-5. 落札者の決定結果に対する説明請求

落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定通知の翌日から7日（休日を含まない）以内に、当職に対し氏名及び住所、対象となる調査等名、不服のある事項並びに不服の根拠となる事項等を記載した書面で、その理由についての説明を求めることができる。

### 第5 その他

#### 5-1. 使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

#### 5-2. 質問の受付

(1) 本競争入札に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。

- ① 受付期間 入札公告の日から令和2年3月18日（木）まで  
持参の場合は、上記期限までの10時00分から16時00分までとする。（行政機関の休日を除く）
- ② 受付場所 記1-3「契約担当部署」
- ③ 受付方法 質問書面（様式自由）を持参、書留郵便又は信書便（期間内必着のこと）により提出すること

(2) 上記(1)により受付けた質問に対する回答は、次に定めるとおり行う。

- ① 回答期限 質問書を受理した日の翌日から原則として5日以内（行政機関の休日を除く）
- ② 回答方法 NEXCO 東日本のホームページ「入札公告・契約情報検索」内の当該案件の備考欄に掲載する  
⇒ [http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public\\_notice/search\\_service/](http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/)

- (3) 競争入札に関する一般的な質問については、NEXCO 東日本のホームページを参照すること。  
⇒ <http://www.e-nexco.co.jp/faq/bids/>

### 5-3. 入札の無効

入札者に対する指示書[23]に該当する入札は無効とする。

### 5-4. 支払条件

- (1) 前金払 有：請負契約書第 34 条 1 項に基づき前金払の請求をすることができる。ただし、請負代金額が東日本高速道路株式会社契約事務処理要領第 281 条の規定を満たさない場合はこの限りでない。
- (2) 部分払 無

### 5-5. 競争参加資格に関する留意事項

(1) 受注者の責により、入札時に技術評価された内容が履行されていない場合、若しくは履行確認を行った結果、配置予定技術者が配置されていない場合は、その程度により成績評定を減じる。

(2) 本業務の受注者、本業務の受注者と資本若しくは人事面において関連がある者、本業務の下請負人、本業務の下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者は、本業務にかかる工事の入札に参加し、又は建設工事を請け負うことができない。

「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次の①又は②に該当する者である。

- ① 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者
- ② 代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合におけるその代表権を有する役員が属する者
- (3) 本業務の受注者、本業務の受注者と資本若しくは人事面において関連がある者、本業務の下請負人、本業務の下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者は、本業務の契約期間中、監督を担当する部署の施工管理業務の入札に参加し、又は施工管理業務を請け負うことができない。

「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次の①又は②に該当する者である。

- ① 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者
- ② 代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合におけるその代表権を有する役員が属する者

以 上